

第5章 計画推進のために

第5章 計画推進のために

1 自殺対策の推進に向けて

(1) 関係者間の情報の共有と連携の推進

守山市における自殺対策を効果的に実施するために、関係者が自殺対策についての情報を共有し、連携した取組が行えるよう、守山市自殺対策連絡協議会において関係者の連携のもと、守山市における自殺の発生状況やその背景について意見交換し、守山市の特性に応じた具体的な取組の方向性について協議していきます。

(2) 庁内推進体制の推進

守山市における自殺対策を効果的に実施するとともに、守山市自殺対策庁内連絡会において関係課間の円滑な連絡および調整を行います。

2 計画の周知・広報

本計画の趣旨と内容の普及を図ることを目的に、市の広報をはじめホームページへ掲載するなどあらゆる機会をとらえて広報活動を行います。

3 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、実態把握、分析を行うとともに、関係各課、関係機関との情報共有を進め、随時把握を行います。

この計画に基づく施策や取組について、「守山市自殺対策連絡協議会」において計画の評価・見直しを行います。

さらに、庁内の推進体制として、「守山市自殺対策庁内連絡会」において年度ごとの進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、この計画の着実な推進を図ります。

